第百十八条に次の一項を加える。

2　被保険者が連続する二以上の育児休業等をしている場合（これに準ずる場合として厚生労働省令で定める場合を含む。）における前項の規定の適用については、その全部を一の育児休業等とみなす。

第百五十三条第一項第七号中「第百十八条及び」を「第百十八条第一項及び」に改める。

第百五十三条の十第二項中「保険者」の下に「及び法令の規定により医療に関する給付その他の事務を行う者であって厚生労働省令で定めるもの」を加える。

第百五十三条の十一中「いう。」の下に「その他医療に関する給付を定める法令」を加える。

（厚生年金保険法の一部改正）

第三条　厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）の一部を次のように改正する。

第八十一条の二第一項中「除く」の下に「。第三項において同じ」を加え、「当該被保険者に係る保険料であつてその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係るもの」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める月の当該被保険者に係る保険料（その育児休業等の期間が一月以下である者については、標準報酬月額に係る保険料に限る。）」に改め、同項に次の各号を加える。

一　その育児休業等を開始した日の属する月とその育児休業等が終了する日の翌日が属する月とが異なる場合　その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの月

二　その育児休業等を開始した日の属する月とその育児休業等が終了する日の翌日が同一であり、かつ、当該月における育児休業等の日数として厚生労働省令で定めるところにより計算した日数が十四日以上である場合　当該月

第八十一条の二第二項中「除く」を「同じ」に改め、同条に次の一項を加える。

3　被保険者が連続する二以上の育児休業等をしている場合（これに準ずる場合として厚生労働省令で定める場合を含む。）における第一項の規定の適用については、その全部を一の育児休業等とみなす。

第八十四条の二中「第八十一条の二第一項」の下に「及び第三項」を加える。

第百条の十第一項第二十九号中「第八十一条の二第一項」の下に「及び第三項」を加え、「及び第八十五条」を「並びに第八十五条」に改める。

（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第四条　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

附則第五条第二項の表改正前厚生年金保険法第八十一条の三第一項の項の次に次のように加える。

改正前厚生年金保険法第八十一条の三第二項	第百三十九条第七項から第九項まで又は第八項（これらの規定を同条第九項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）	第百三十九条第七項から第九項まで
同条第七項又は第八項	同条第七項各号に定める月、同条第八項に規定する月又は同条第九項	

附則第五条第二項の表改正前厚生年金保険法第百三十八条第六項の項の次に次のように加える。

係るもの	係るもの（同条第七項又は第八項に規定する申出に係る加入員であつてその育児休業等（加入員が連続する二以上の育児休業等をしている場合（これに準ずる場合として厚生労働省令で定める場合を含む。）は、その全部を一の育児休業等とみなす。以下同じ。）の期間が一月以下である者については、標準報酬月額に係る部分に限る。）	
改正前厚生年金保険法第百三十九条第七項		
第九項において準用する第八項の規定の適用を受けている産前産後休業をしている	第九項の規定の適用を受けている	
その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間	次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める月	
	（その育児休業等の期間が一月以下である者については、標準報酬月額に係る免除保険料額に限る。次項及び次条第八項において同じ。）を免除する。	
	一　その育児休業等を開始した日の属する月とその育児休業等が終了する日の翌日が属する月とが異なる場合　その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの月	
	二　その育児休業等を開始した日の属する月とその育児休業等が終了する日の翌日が同一であり、かつ、当該月における育児休業等の日数として厚生労働省令で定めるところにより計算した日数が十四日以上である場合　当該月	
改正前厚生年金保険法第百三十九条第八項		
次項において準用するこの項の規定の適用を受けている産前産後休業をしている	次の規定の適用を受けている	
その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間	前項各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める月	